

平成24年6月27日
九州地方整備局

(社)日本補償コンサルタント協会九州支部との災害協定の締結について

「災害発生時に、道路や堤防などの施設が被災したときの応急対策にあたり、公共用地が緊急に必要になったとき、用地測量や物件調査などが迅速にでき、被害の拡大防止と施設の機動的な復旧ができるようになります。」

【内容】

九州地方整備局は、(社)日本補償コンサルタント協会九州支部と平成24年6月26日(火)に「災害時における九州地方整備局管内の応急対策業務に関する協定」を締結いたしました。

- ・この協定は、災害発生時に、道路の損壊や堤防決壊などにより被災した施設の応急対策事業にあたり、作業ヤードや迂回路の確保など公共用地が緊急的に必要となったときに、迅速に用地測量・調査及び物件調査などの業務を実施するためのものです。
- ・(社)日本補償コンサルタント協会九州支部と本協定を締結することにより、協会会員による災害時対応の協力を要請できるようになり、速やかに用地調査等の業務の着手が可能となり、生活道路の早期再建や決壊した河川堤防の修復などに資することとなり、ひいては地域住民の生命や財産を守ることにつながります。
- ・この協定を踏まえ、地震や津波などの災害発生時に被害の拡大防止と被災した施設の機動的な復旧に努めることで、地域住民の安全・安心の確保に努めます。

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局

TEL 092-471-6331 (代表)

用地部

用地企画課長 石井 秀樹 (内線4751)

用地官 森 慎一 (内線4757)

災害協定に基づく応急対策業務のフロー

